

の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第六十一条の二第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）」及び「（第六十八条の六十四第六項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは「者又は第六十一条の二第一項に規定する認定農地所有適格法人でないとき」と、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは「第六十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

第六十一条の二第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十一条の三第一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）」を削り、「前条第四項又は第五項」を「同条第四項」に改め、「期間」の下に

「（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「第八節まで」を「この章」に改め、同項第一号イ中「前事業年度等（前条第二項に規定する前事業年度等をいう。イにおいて同じ。）」を「前事業年度」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の農業経営基盤強化準備金の金額を含むものとし、前事業年度等の」を「前事業年度」に、「前条第二項又は」を「同条第二項又は」に、「（第六十八条の六十四第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削る。

第六十二条第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項及び第四項」に改め、同条第六項中「同条第一項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。）

む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」に改め、同条第七項第一号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

第六十二条の三第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号口及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」、「第四十二条の十四第一項及び第四項」に、「及び第六十八条第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、同条第二項第一号イ(2)中「他の連結法人との間に連結完全支配関係がある法人にあつては当該他の連結法人を含み、」を削り、「法人税法」を「法人税法」に改め、同条第七項及び第八項中「（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）」を削り、同条第九項中「（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）」を削り、「が第五項」を「が同項」に改め、「（当

該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定」を削り、「第三項まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項及び第四項」に、「及び第六十八条第一項」を「並びに第六十八条第一項」に改め、同条第十項中「（第六十八条の六十八第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）」及び「又は第六十八条の七十一第五項」を削り、「これらの規定に」を「同項に」に改め、同条第十二項中「同条第一項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」に改める。

第六十三条第一項中「まで」の下に「及び第六項、第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十

二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項及び第四項」に改め、同条第二項第一号中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第五項中「同条第一項中「前条第一項又は第二項」を「同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」に、「同条第三項中「前条第一項又は第二項」を「同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項」に改める。

第六十四条第十一項中「（連結事業年度において第六十八条の七十一第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産を含む。）」を削る。

第六十四条の二第四項中「及び第六項」及び「（第六十八条の七十一第五項に規定する場合を除く。）」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額を含むものとし、」及び「とする」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第六項中「（当該合併法人等の適格合併等の日を含

む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十一第一項の規定により設けている特別勘定の金額」を削り、同条第七項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第八項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「前条第八項中」を「同条第八項中」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額

は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十四条の二第十二項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第十六項中「（連結事業年度において第六十八条の七十一第八項又は第九項の規定の適用を受けた資産を含む。）」を削る。

第六十五条第七項及び第八項中「（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合を含む。）」を削り、同条第九項中「（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項（同号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた場合を含む。）」を削り、「第一項、」を「同項、」に改め、同条第十項中「第六十一条の十三第一項に」を「第六十一条の十一第一項に」に改め、「（連結事業年度において同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受けた場合を含む。）」及び「（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項又は第五項の規定の適用を受けたときを含む。）」を削り、「法人税法第六十一条の十三の」を「同条の」に改め、同項各号中「第六十一条の十三第二項」

を「第六十一条の十一第二項」に改め、同条第十一項中「第六十一条の十三」を「第六十一条の十一」に改め、同条第十三項中「（連結事業年度において第六十八条の七十二第一項、第三項又は第五項の規定の適用を受けた資産を含む。）」を削る。

第六十五条の二第一項及び第二項中「（第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削り、同条第七項中「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」、「（当該収用換地等のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額）」、「（第六十八条の七十第一項（第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十第七項（第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第二項若しくは第五項の規定を含む。）」及び「（第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削る。

第六十五条の三第一項中「（第六十八条の七十四第二項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）」を削る。

第六十五条の四第一項中「(第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。)」を削る。

第六十五条の五第一項中「(第六十八条の七十六第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。)」を削る。

第六十五条の五の二第一項中「(第六十八条の七十六の二第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。)」を削る。

第六十五条の六の見出しを削り、同条中「につき」を「(当該年における当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係(法人による同号に規定する完全支配関係に限る。))がある法人(以下この条において「完全支配関係法人」という。))の有する資産の譲渡を含む。)」につき、当該法人及び完全支配関係法人が」に、「又は前条第一項」を「若しくは前条第一項」に改め、「受け、」の下に「又は当該法人若しくは完全支配関係法人がそれぞれこれらの規定の適用を受け、当該法人及び完全支配関係法人が」を加え、「の合計額」を「を合計した金額(以下この条において「調整前損金算入額」という。))」に、「金額は、」を「金額に当該法人がこれらの規定により損金の額に算入した、又は

損金の額に算入する金額を合計した金額が当該調整前損金算入額のうちに占める割合を乗じて計算した金額は、当該法人の」に改める。

第六十五条の七第四項中「（連結事業年度において第六十八条の七十八第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項」を「が、同項」に、「同条第一項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む」を「同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を削り、「（第一項の表」を「（同表」に改め、「又は同条第一項の表の第七号の下欄」を削り、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入された金額）」を削り、同条第十二項中「連結事業年度において第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び次項において「連結買換資産」という。）を含む」を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六

十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「(当該適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。)」及び「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域)」を削り、「(第一項の表)」を「(同表)」に改め、「又は同条第一項の表の第七号の下欄」を削り、「つき第一項」を「つき同項」に改め、「(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項又は第九項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額)」を削り、同条第十三項中「(連結買換資産を含む。)」を削る。

第六十五条の八第四項中「(第六十八条の七十九第五項に規定する場合を除く。)」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額を含むものとし、」及び「とする」を削り、同条第五項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。)」を削り、同条第六項中「(当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の七十九第一項の規定により設けている特別勘定の金額)」を削り、同条第七項中「(連結事業年度において設けた

第六十八條の七十九第一項の特別勘定を含む。」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「前条第一項の表」を「同条第一項の表」に改め、同条第八項中「（連結事業年度において設けた第六十八條の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「第一項に」を「同項に」に、「前条第一項」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「（連結事業年度において設けた第六十八條の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四條の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四條の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四條の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四條の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四條の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四條の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十五条の八第十二項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第十四項中「（連結事業年度において第六十八条の七十九第八項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第七項」を「が、同項」に、「第六十八条の七十九第八項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む」を「同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（以下この項及び第十七項において「連結買換資産」という。）を含む」を「これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く」に改め、「（当該適格合併等の後において連結法人に該

当するものを除く。）」及び「（当該買換資産が連結買換資産である場合には、第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域）」を削り、「（前条第二項の表）」を「（同表）」に改め、「又は第六十八条の七十八第一項の表の第七号の下欄」を削り、同条第十七項中「（連結買換資産を含む。）」を削る。

第六十五条の十第七項中「（連結事業年度において第六十八条の八十一第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）」を削る。

第六十六条第七項中「（連結事業年度において第六十八条の八十四第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。）」を削る。

第六十六条の三中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改める。

第六十六条の四第七項中「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「前事業年度等が」を「前事業年度が」に、「前事業年度等に」を「前事業年度に」に改め、同条第十項中「（当該最初に生じた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年

度)」を削る。

第六十六条の五第五項第九号中「又は各連結事業年度の連結所得」を削る。

第六十六条の五の二第一項中「第三項第二号イ」を「第三項第一号」に改め、同条第三項第一号中「が二千万円」を「（当該法人が通算法人である場合には、当該通算法人及び当該通算法人の当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該事業年度及び当該終了の日に終了する事業年度に係る対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等合計額を控除した残額をいう。次号イにおいて同じ。）の合計額を控除した残額）が二千万円」に改め、同項第二号イ中「（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等合計額を控除した残額をいう。）」を削る。

第六十六条の五の三第三項中「又は次項」を削り、「含み、第七項の規定によりないものとされたものを除く。第六項において同じ」を「含む」に、「第五項及び第八項」を「次項」に改め、同条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「又は第二項」を「及び第二項」に、「第三項又は第四項」を「前項」

に、「第三項の」を「前項の」に改め、「又は第四項の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度」を削り、同項を同条第四項とし、同条第九項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とする。

第六十六条の六第二項第二号ハ(1)及び第三号ハ(1)中「第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を削り、同条第十三項中「第四条の六第二項及び第四条の七」を「第四条の二第二項及び第四条の三」に改める。

第六十六条の七第一項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「第三項及び第四項」を「第三項」に、「この項、第三項から第五項まで及び第七項」を「この条」に、「次項及び第四項」を「及び第三項」に、「。第三項」を「。次項」に、「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「又は第六十八条の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（特定目的会社等を除き、前項の内国法人を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第一項」を「同項」に、「第一項」を「前項」に改め、「まで」の下に「又は第十七項（同条第二十二項又は第二十三項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第

十二項」を「第十一項」に、「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第六十九条及び」を「第六十九条第一項から第三項まで及び第十七項並びに」に改め、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項の規定の」を「第四項の規定の」に改め、同項第一号中「第五項」を「第四項」に改め、同項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項第三号中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五項の規定の」を「第四項の規定の」に、「第四十二条の四第十二項」を「第四十二条の四第二十二項」に、「第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項」を「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の十二第十項」を「第四十二条の十二第十一項」に、「第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項」を「第四十二条の十二の三第九項、第四十二条の十二の四第九項」に、「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第九

項とし、同条第十一項中「第五項」を「第四項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に、「第十二条の規定」を「第十三条の規定」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第六十六条の八第四項第一号中「第六項及び第十一項」を「次項及び第十項」に、「第十一項第二号」を「第十項第二号」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項第一号中「又は各連結事業年度」及び「又は個別課税済金額」を削り、同項第二号中「若しくは各連結事業年度又は適格分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度」及び「又は個別課税済金額」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「又は第六十八条の九十二第六項」及び「及び同条第六項の規定により前十年以内の各連結事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度をいう。）の個別課税済金額とみなされる金額」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同

条第十一項第一号中「又は各連結事業年度（以下この号）を」（以下この項）に、「前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「若しくは第八項又は第六十八条の九十第一項、第六項若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十八条の九十二第八項から第十項まで」を削り、「第十四項」を「第十二項」に改め、同項第二号口中「配当事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「」を削り、「」という。）において」を「において」に、「前号」を「同号」に、「次項及び第十四項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「第六項及び第七項」を「第五項及び第六項」に、「第八項から第十項まで及び第十一項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を「第七項から前項まで」に改め、同項の表第六項の項中「第六項」を「第五項」に、「第十一項第二号イ」を「第十項第二号イ」に、

第四項

第十一項

を「前

項

第十項

に、「前二年以内の各事

業年度等」を「前二年以内の各事業年度」に、「第十一項第一号」を「第十項第一号」に、「前二年以内の各事業年度（第十一項第二号口に規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）の間

接課税済金額（第十一項第二号ロ）を「間接課税済金額（第十項第二号ロ）に改め、同表第六項第一号の項中「第六項第一号」を「第五項第一号」に改め、「又は個別課税済金額」を削り、「若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等（第六十八条の九十二第十一項第一号に規定する個別間接配当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは個別間接課税済金額（同条第十一項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「又は間接課税済金額」に改め、同表第六項第二号の項中「第六項第二号」を「第五項第二号」に改め、「又は個別課税済金額」を削り、「若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額」を「又は間接課税済金額」に改め、同表第七項の項を次のように改める。

第六項		前項	第十項において準用する前項
第四項		分割等前十年内事業年度の課税済金額	分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額
		前十年以内の各事業年度の課	前二年以内の各事業年度の間接配当等又は間接